

# 重要事項説明書

事業所番号 2860990528

医療法人社団 西岡医院

訪問看護ステーション 福寿草

当事業所は ご契約者様に対し 訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上のご注意頂きたい事項を次の通り説明します。

## 重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 西岡医院
所在地	兵庫県西宮市樋之池町27-38
代表者名	理事長 西岡 壽一
事業所番号	2810923181
電話番号	0798-74-4430
事業内容	外来診療 在宅療養支援診療所

### 2. 事業所の所在地など

事業所の名称	訪問看護ステーション 福寿草
施設の所在地	兵庫県西宮市樋之池町27-38
開設年月日	平成 24 年 9 月 1 日
事業所番号	2860990528
サービス提供地域	西宮市 芦屋市 宝塚市
電話番号	0798-74-4471
FAX番号	0798-74-4472

### 3. 事業所の職員体制

職種	職員数
管理者	1名 看護師と兼務 長崎 友紀子
看護職員	常勤看護師 4名 非常勤看護師 1名
事務職員	外来と兼務 2名

### 4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝祭日 西岡医院 盆休みに伴う夏季休業 年末年始（12月29日～1月3日）
営業時間	午前9時～午後5時

## 5. 事業の目的と運営方針

### 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

### 運営の方針

- (1) 訪問看護ステーション福寿草（以下、事業所という）の看護師その他の従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健、医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 6. サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ①病状の観察 ②日常生活の看護（清拭・洗髪・入浴介助・食事や排泄の援助）  
③褥創の予防 処置 ④カテーテルや医療機器の管理 ⑤在宅酸素の管理  
⑥服薬指導 管理 ⑦リハビリテーション ⑧認知症のケア ⑨療養生活の介護相談及び介護指導 ⑩終末期の援助 ⑪その他医師の指示による医療処置

## 7. サービス提供の手順

サービス提供の 依頼・ご相談	ご来訪、お電話いずれかでお申込み下さい。 但し、居宅介護支援事業者と契約されている場合には 担当ケアマネージャーにご相談下さい。
↓	
重要事項の説明 サービス提供の契約 利用者の状態を把握	ご利用にかかる重要事項の説明をし、ご了承頂いた 後に契約をさせていただきます。ご契約者、ご家族と面談 し、居宅サービス計画及び医師の指示のもとご契約者 の状態把握、ご希望をお聞きします。
↓	
訪問看護計画の作成 同意と契約	居宅サービス計画のもと、担当者が訪問看護計画を作 成し、ご契約者の同意を得て交付します。 訪問看護計画は状況の変化に応じて 適宜見直しさせ

	て頂きます。 訪問看護計画書は主治医・担当ケアマネージャーへ提出します。
--	---

↓

訪問看護サービスの提供	訪問看護計画にのっとりサービスの提供を致します。 訪問毎に訪問看護記録を作成し ファイルに保管させて頂きます。  月末に一カ月間の訪問看護内容・経過を報告書にまとめ主治医へ報告します。 担当ケアマネージャーへは1カ月間の訪問看護実績と共に状況を報告させて頂きます。
-------------	--

## 8. 利用料金

利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりです。

利用料については 法改正や消費税率が変更となった場合には事業所が当該サービスの利用料金を変更できるものとします。

## 9. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに事業所までご連絡ください。

サービス利用日の前日	無料
サービス利用日の当日	利用料自己負担分100%

\*但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

- (2) 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止または変更することが出来ます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- (3) サービスの利用の変更・追加の申出に対して、訪問看護師の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

## 10.主治医による訪問看護指示書

訪問看護サービスを受けるにあたっては 主治医による訪問看護指示書が必要となります。

訪問看護指示書については 以下の点についてご了承願います。

- ①主治医による訪問看護指示書の発行に際しては指示書料が発生し、利用者様にご負担して頂く必要があります。指示書料は医療機関より請求されます。
- ②訪問看護指示書には指示期間（1ヶ月～6ヶ月）があり、その期間は主治医により決められます。
- ③訪問看護指示書の更新手続きは 基本的には当事業所において行います。ただし 更新の意思がなければその旨を申し出て頂ければいつでも中止する事は可能です。
- ④医療機関及び主治医が変更になった場合は、新たに訪問看護指示書を発行して頂く必要があります。変更があった際は、速やかに担当者までお知らせください。

## 11. 訪問看護師の交代

### （1） 利用者から交替の申出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問看護師の指名はできません。

### （2） 事業所からの訪問看護師の交替

事業所の都合により、訪問看護師を交替することがあります。

訪問看護師を交替する場合には利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします

## 12. 事故発生時・緊急時の対応方法

訪問看護を実施中に、利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な処置を講じます。

また、ご家族様への連絡も同時に行います。

### 13. サービスに関する相談・要望・苦情申し立て

事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所までご連絡下さい。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

#### \*事業所

相談・苦情受付担当者 長崎 友紀子  
TEL (0798) 74-4471  
FAX (0798) 74-4472  
月曜日～金曜日 9:00～17:00

#### \*行政機関その他苦情受付

法人指導課 (月曜日～金曜日) 9:00～17:30  
TEL (0798) 35-3082

芦屋市介護保険担当 (月曜日～金曜日) 9:00～17:30  
TEL (0797) 38-2024

宝塚市役所介護保険課 (月曜日～金曜日) 9:00～17:30  
TEL (0797) 77-2136

兵庫県国民健康保険団体連合会 (月曜日～金曜日) 8:45～17:15  
TEL (078) 332-5617

### 15. 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

### 16. 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。
- (2) 事業者は、この守秘義務は契約終了後も同じです。
- (3) 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、又 利用者の

家族の情報を用いる場合は当該利用者の家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

#### 17.個人情報の保護

- (1) 利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- (2) 個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

#### 18.身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

#### 19.社会情勢及び天災

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとする。

#### 20.重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じることが予想される場合や変更された場合には書類を交付し口頭で説明して同意を得ます。

#### 21.その他の留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所まで連絡してください。
- (2) 看護師は金銭管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねます。
- (3) 看護師は、後期高齢者保険上、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助をおこなうこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されております。
- (4) 看護師に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。

21. サービス提供する主な看護師は次のとおりです。

看護師の氏名：常勤	長崎 友紀子	瀬村 久美子
	山下 真由美	田中 史乃
非常勤	内田 久美子	